

新 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要な社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



「制度の狭間」の課題

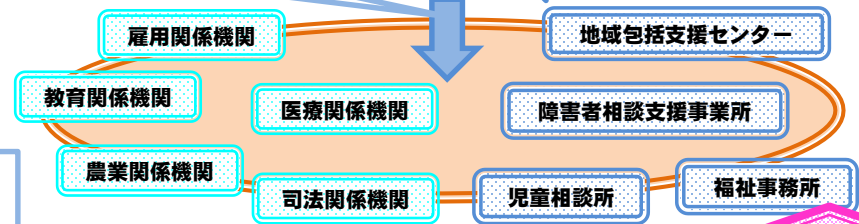
【地域の中で複合的な課題を抱える要支援者】

【市町村等】

地域における包括的な相談支援システムの構築

【自立相談支援事業等の地域の中核的な相談機関】

○福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築と、支援内容の調整



○アウトリーチを含む包括的な相談対応と、世帯全体のニーズの総合的なアセスメント・必要な支援のコーディネート

ボランティア等と協働した新たな社会資源の創出

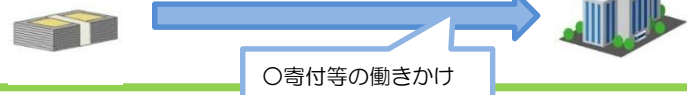
【地域に不足する資源の検討】

【新たな社会資源の創出】



【自主財源の確保】

【地域の企業等】



民間へ委託
○事業の進捗管理と関係機関の連携体制の構築を支援

上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。